

寧夏回族自治区特許保護条例

2002年11月7日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

寧夏回族自治区特許保護条例

(2002年11月7日自治区第8期人民代表大会常務委員会第29回会議採択、2002年11月7日寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会公布)

第1章 総則

第1条 特許の保護及び管理を強化し、発明創造を奨励するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許法実施細則」及び関係法律、行政規定に基づき、本自治区の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 本条例は自治区行政区域における特許の保護及び管理業務に適用する。

第3条 自治区人民政府の特許管理部門は全区における特許の保護及び管理業務を行う。
区を有する市人民政府の特許管理部門は本行政区域における特許の保護及び管理業務を行う。

県級人民政府の特許管理部門は関係する特許の保護及び管理業務を行う。

科学技術、計画、財政、貿易、国外貿易、公安、税関、品質技術監督、工商行政管理、ニュース出版及び放送、映画、テレビ等の部門は職責範囲内で特許の保護管理業務を行う。

第4条 県級以上の人民政府は特許業務に対する指導を強化し、発明創造を促進し、特許技術の産業化を推進しなければならない。

県級以上の人民政府は公民、法人又はその他の組織が発明創造の活動を展開し、組織して特許を出願、実施することを支援するために、特許支援資金を設立しなければならない。

第5条 自治区人民政府は特許の賞罰を設立し、創造性が高く経済又は社会に対する効果が顕著な特許プロジェクトに対し、報奨を与えるものとする。

県級以上の人民政府は発明創造、特許の産業化の促進業務において顕著な成果を挙げた単位及び個人に対し、報奨を与えなければならない。

第2章 特許の管理

第6条 自治区の特許管理部門は下記に挙げる特許の保護及び管理の職責を履行しなければならない。

- (1) 特許に関する法律、法規を宣伝し、特許業務者に対する研修を行う。
- (2) 特許情報のネットワーク構築を強化し、単位及び個人に特許情報のサービスを提供する。
- (3) 本行政区域における特許技術の推進に協力し、特許の産業化を促進する。
- (4) 単位及び個人が出願条件に適合する発明創造を遅滞なく国内外の特許に出願することを奨励し、且つ関係する出願実務に協力する。
- (5) 当事者の申請に応じ、市を越えた特許紛争を調停、処理する。
- (6) 市を越えた特許の行政違法案件を調査、処理する。
- (7) 特許技術鑑定委員会を組織して特許技術の鑑定業務を行う。

- (8) その他の特許の保護及び管理業務。

第7条 区を有する市の特許管理部門は下記に挙げる特許の保護及び管理の職責を履行しなければならない。

- (1) 特許に関する法律、法規を宣伝する。
- (2) 企業、事業単位が特許の保護制度を構築することを指導し、且つ実行状況を監督検査する。
- (3) 特許法の執行を行い、市を越えた特許の行政違法行為を発見した場合、自治区の特許管理部門に直ちに報告しなければならない。
- (4) 当事者の申請に応じ、本行政区域における特許紛争を調停、処理し、自治区の特許管理部門が市を越えた特許紛争を調停、処理することに協力する。
- (5) 本行政区域における特許の行政違法案件を調査、処理し、自治区の特許管理部門が市を越えた特許の行政違法案件を調停、処理することに協力する。
- (6) 本級の人民政府及び自治区の特許管理部門に課されたその他の業務を遂行する。

県級人民政府の特許管理部門は前項(1)、(2)(3)、(6)号に規定された職責を履行しなければならない。自治区、区を有する市の特許管理部門が前項(4)、(5)号に規定された職責を履行することに協力する。

第8条 特許管理部門は社会に特許製品を推薦する等の経営活動に従事してはならない。

第9条 特許権が付与された国有企業、事業単位は特許権の公告日から3ヵ月以内に職務発明者又は創作者に報奨を与えなければならない。

第10条 特許権が付与された国有企業、事業単位は特許権の有効期間内で発明創造特許を実施した後、毎年当該発明又は実用新案の実施による税引き利益の5%以上又は当該意匠特許の実施による税引き利益の0.5%以上の部分を報酬として発明者又は創作者に支払わなければならない。又は、本項に規定された比率を参照して発明者又は創作者に一括して報酬を支払うことができる。

特許権が付与された国有企業、事業単位はその他の単位又は個人にその特許の実施を許諾した場合、当該特許実施許諾に対し受け取った実施費から税引き利益の30%以上の部分を報酬として発明者又は創作者に支払わなければならない。

特許権が付与された国有企業、事業単位は特許を投資した場合、その株収益から30%以上の部分を報酬として発明者又は創作者に支払わなければならない。

非国有企業、事業単位は本条例第9条及び本条前記三項の規定を参照して実行することができる。

第11条 政府又は国有企業が資金を投入して行われた技術研究開発のプロジェクトについては、その成果が特許出願に適合する場合、特許を出願しなければならない。

第12条 企業、事業単位又は個人に行われる下記に挙げるプロジェクトの中で特許にかかわる場合、その協議書の中に特許保護の内容がなければならない。

- (1) 自治区外、国外と技術協力して行われる研究開発プロジェクト。
- (2) 自治区外、国外の関係単位又は個人に委託して行われる技術研究開発プロジェクト。

- (3) 自治区外、国外の専門家を招聘して参加する技術研究開発プロジェクト。
- (4) 自治区外、国外の企業と協力する生産プロジェクト。

第13条 企業、事業単位又はその他の請求者は下記に示す場合の一に該当するとき、関係する主管部門に自治区特許管理部門が認定した特許文献検索機構で作成された特許検索報告書を提出しなければならない。

- (1) 重要な科学研究プロジェクト、新技術及び新製品プロジェクトの立案、開発を行う場合。
- (2) 特許技術及び特許設備の輸出入貿易に係わる場合。
- (3) 特許技術、特許設備を投資し中外合資、中外協力企業の設立を申請し、又は外国と地区の委託を受けたOEM生産が特許権に係わる場合。
- (4) 科学技術の成果の評価を行い、ハイテク技術企業の資格を申請報告する場合。
- (5) その他特許文献検索を行わなければならない場合。

第14条 国有特許資産を有する企業、事業単位は下記に示す場合の一に該当するとき、特許資産の評価を行わなければならない。

- (1) 特許出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 法人が変更又は終止以前にその特許資産を評価して処置する必要がある場合。
- (3) 特許資産で香港、マカオ、台湾地区及び国外の個人、法人及びその他の経済組織と合資、協力して実施し、又は香港、マカオ、台湾地区及び国外の個人、法人及びその他の経済組織にその特許の実施を許諾する場合。
- (4) 特許資産を評価して出資し有限責任公司、株式会社またはその他の企業を設立する場合。
- (5) 特許技術実施許諾に当たって特許技術の評価が必要である場合。
- (6) 特許権で質権を設立する場合。
- (7) その他特許資産の評価が必要である場合。

前項の規定により得た特許資産評価の結果は、自治区特許管理部門に報告して登録しなければならない。

国有特許資産を有しない企業、事業単位は本条第1項の規定に基づき特許資産の評価を行うことができる。

第15条 企業、事業単位は特許業務の制度を構築、改善し、特許の保護業務を行わなければならない。

企業、事業単位は審査中の職務発明特許及び職務発明に権利付与された特許に対する管理を強化し、権利の喪失を防止しなければならない。

第16条 特許権者はその特許製品又は特許製品の包装に特許標識と特許番号を表示する権利を有する。

本自治区の特許標識は自治区特許管理部門で監督製造されるものとする。

如何なる単位及び個人も特許標識を偽造、販売してはならない。

第17条 特許仲介サービス機構及びその職員は法律、法規の規定を遵守し、独立して、客観的で公正に特許仲介サービスを行わなければならない。虚偽の報告書の作成、当事者との共謀により不当な利益の取得、特許権者、その他の当事者の合法的権益と社会の公共利

益の損害に従事してはならない。

第 18 条 放送、テレビ、新聞、雑誌等の媒体を通じて特許製品又は特許方法を宣伝する場合、当事者は審査認可部門及び流通単位に自治区特許管理部門が作成した特許権が有効であることを示す証明文書を提出しなければならない。特許実施許諾を受けた単位は自治区特許管理部門で認定、登録された特許実施許諾契約書の副本も提出しなければならない。合法的且つ有効な特許証明文書を提出しなかった場合、関係単位は設計、製造及び広告を行ってはならない。

第 19 条 如何なる単位及び個人も他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為に設備、場所、資金等の便宜を一切提供してはならない。

第 3 章 特許紛争の行政調停と処理

第 20 条 自治区と、区を有する市の特許管理部門は当事者の申請に応じ、下記に挙げる特許紛争について調停を行うことができる。

- (1) 特許出願権と特許権の帰属に係わる紛争。
- (2) 特許発明者、創作者の資格に係わる紛争。
- (3) 職務発明の発明者、創作者の報奨と報酬に係わる紛争。
- (4) 発明特許の出願公告後から特許権が付与される以前に発明を使用したにもかかわらず適当な実施料が支払われないことに係わる紛争。
- (5) 特許権侵害の賠償額に係わる紛争。

前項第 (4) 号の紛争については、特許権者は特許権が付与された後に申請すること。

第 21 条 自治区と、区を有する市の特許管理部門は本条例第 20 条に規定された特許紛争に対する調停が合意に至らず、又は調停後も当事者が納得しない場合は、当事者に対し法に基づき人民法院に提訴することができることを知らせなければならない。

第 22 条 特許権者の許可なしにその特許を実施し、紛争を引き起した場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、自治区と、区を有する市の特許管理部門に処理するよう求めることもできる。

自治区と、区を有する市の特許管理部門は前項の規定に基づき特許紛争を処理するに際し、下記に挙げる場合の一を発見した場合、特許権侵害行為が成立すると認め、下記の規定に基づき侵害行為を停止するよう命ずることができる。

- (1) 特許製品を製造した者に対し、製造を停止し、特許製品を製造するための型、専用設備を廃棄または分解するよう命じ、且つ既に製造された特許製品を使用、移転してはならず、又は如何なる形でも当該製品を市場に投入してはならない。
- (2) 特許方法を使用する者に対し、使用を停止するよう命じ、且つ特許方法により直接得た製品を使用、移転してはならず、又は如何なる形でも当該製品を市場に投入してはならない。
- (3) 特許製品又は特許方法により直接得た製品を販売した者に対し、販売を停止するよう命じ、且つ如何なる形でも未販売の特許製品又は特許方法により直接得た製品を移転してはならない。
- (4) 特許製品又は特許方法により直接得た製品を許諾販売した者に対し、販売の意

思表示（展示、陳列など）を撤回するよう命じ、且つ如何なる実際の販売行為も行つてはならない。

- (5) 特許製品又は特許方法により直接得た製品を輸入した者に対し、侵害者に当該製品を使用又は如何なる形でも移転してはならない。

第 23 条 特許管理部門は特許紛争を処理するに際し、下記に挙げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 案件に係わる契約書、資料、帳簿等の関係書類を検閲、複製する。
- (3) 案件に係わる物品と施設を現場調査、検査、撮影、録画する。
- (4) 製造方法の特許権侵害の恐れのある場合、被調査者に現場での作業を命ずる。
- (5) 証拠収集の必要に応じサンプル証拠を収集する。
- (6) 必要に応じ、案件に係わり消滅の恐れ又は今後取得困難で、且つサンプル証拠が収集できない物品については、登記して保存し、且つ 7 日以内に決定を下す。

特許管理部門は法に基づき前項に規定された職権を行使するとき、関係単位又は個人は協力しなければならず、拒絶又は妨害してはならず、証拠を偽造、移転、廃棄してはならない。

第 24 条 当事者は自治区と、区を有する市の特許管理部門が本条例第 22 条の規定に基づき下した侵害行為を停止する命令の決定に不服がある場合、法に基づき人民法院に提訴できる。侵害者が期間満了後にも提訴しない且つ侵害行為を停止しない場合、自治区と、区を有する市の特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第 4 章 特許行政違法行為の調査、処理

第 25 条 自治区と、区を有する市の特許管理部門は下記に挙げる他人の特許を詐称する行為を調査、処理しなければならない。

- (1) 許可なしに製造又は販売した製品、製品包装に他人の特許番号を表示すること。
- (2) 許可なしに広告又はその他の宣伝資料の中で他人の特許番号を使用し、係る技術を他人の特許技術であると誤認させること。
- (3) 許可なしに契約書の中で他人の特許番号を使用し、契約に係る技術を他人の特許技術であると誤認させること。
- (4) 他人の特許証、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造すること。
- (5) その他、他人の特許を詐称する行為。

第 26 条 自治区と、区を有する市の特許管理部門は下記に挙げる非特許を特許であると詐称する行為を調査、処理しなければならない。

- (1) 特許標識を表示した非特許製品を製造又は販売すること。
- (2) 特許権が無効宣告された後にも、製造又は販売される製品又は当該製品の包装に特許標識を表示し続けること。
- (3) 広告又はその他の宣伝資料の中で非特許技術を特許技術であると詐称し、非特許製品を特許製品であると詐称すること。
- (4) 契約書の中で非特許技術を特許技術であると詐称すること。
- (5) 特許証、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造すること。

- (6) その他非特許を特許であると詐称する行為。

第 27 条 如何なる単位及び個人も特許違法行為を通報する権利を有する。

特許管理部門は特許違法行為の通報を受け又は特許違法行為を発見した場合、7 日以内に立件するか否かの決定を下さなければならない。

第 28 条 特許管理部門は特許違法行為の調査、処理において、下記に挙げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 案件に係る契約書、帳簿、標識等の資料を検閲、複製する。
- (3) 特許違法行為に係る物品と施設を現場調査、検査、撮影、録画する。
- (4) 製造方法の特許権侵害の恐れがある場合、被調査者に現場での作業を命ずる。
- (5) 証拠収集の必要に応じサンプル証拠を収集する。
- (6) 必要に応じ、案件に係る消滅可能又は今後取得困難で、且つサンプル証拠が収集できない物品については、登記して保存し、且つ7日以内に決定を下す。

特許管理部門は法に基づき前項に規定された職権を行使するとき、関係単位又は個人は協力しなければならない、拒絶又は妨害してはならず、証拠を偽造、移転、廃棄してはならない。

第 29 条 自治区と、区を有する市の特許管理部門は他人の特許を詐称する行為を調査、処理するに際し、情状が重大で、犯罪に該当する恐れがある場合、遅滞なく関係する証拠材料を管轄権を有する公安部門に移送しなければならない、公安部門は遅滞なく受理して審査し、且つ20日以内に審査結果を書面にて移送部門に通知しなければならない。

他人の特許詐称する案件が下記に示す状況の一がある場合、自治区と、区を有する市の特許管理部門は管轄権を有する公安部門の処理に移送しなければならない。

- (1) 違法所得額が10万元以上である場合。
- (2) 特許権者に与えた直接的な経済損害額が50万元以上である場合。
- (3) 他人の特許を詐称することにより2回以上行政処罰を受けたにもかかわらず、他人の特許を詐称し続ける場合。
- (4) 悪質な影響を及ぼす場合。

第 5 章 法的責任

第 30 条 本条例の規定に違反して、特許標識を偽造、販売した場合、特許管理部門は違法行為を停止するよう命じ、且つ1千円以上1万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合、違法所得を没収する。

第 31 条 特許代理機構及びその職員が本条例の規定に違反して、虚偽の報告書を作成し、当事者と共謀して不当利益を取得し、特許権者及びその他の当事者の合法的権益と社会の公共利益に損害を与えた場合、自治区特許管理部門は警告し、是正するよう命ずる。期限を過ぎても是正しない場合は、1千円以上1万元以下の罰金を科す。特許代理機構及びその職員が依頼人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第 32 条 本条例の規定に違反して、合法的且つ有効な特許証明文書を提供せず、広告の

違法行為に係わる場合、工商行政管理部門は法に基づき調査、処理する。

第 33 条 本条例の規定に違反して、他人の特許を詐称する行為、非特許の特許であると詐称する行為に設備、場所、資金等の便宜を提供した場合、特許管理部門は警告し、是正するよう命ずる。情状が重大な場合には、1 千円以上 2 万元以下の罰金を併科することができ、違法所得がある場合には、違法所得を没収する。

第 34 条 本条例の規定に違反して、関係する当事者が案件に係わる物品、契約書、帳簿、図面、資料などの提供を拒絶し又はそれを隠匿、移転、廃棄し、又は保存された物品を無断で解除、移転、処理した場合、特許管理部門は 1 千円以上 2 万元以下の罰金を科することができ、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 35 条 本条例の規定に違反して、他人の特許を詐称した場合、法に基づき民事責任を負う他、特許管理部門は是正するよう命じ、違法所得を没収し、違法所得の 3 倍以下の罰金を併科することができ、違法所得がない場合には、5 万元以下の罰金を科することができ、犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 36 条 本条例の規定に違反して、非特許製品を特許製品であると詐称し、非特許方法を特許方法であると詐称した場合、特許管理部門は是正するよう命じ、5 千元から 5 万元の罰金を科することができる。

第 37 条 他人の特許を詐称し、非特許製品を特許製品であると詐称し又は非特許方法を特許方法であると詐称した場合、特許管理部門は詐称者の氏名、住所及び詐称された特許番号等を違法行為発生地でのニュース媒体で公告しなければならず、侵害事実を公開し、影響を排除し、必要な費用は詐称者が負担する。

第 38 条 特許管理部門が本条例の規定に違反して、社会に特許製品を推薦する経営活動に従事した場合、その上級部門又は監察部門は是正し、影響を排除するよう命じ、違法所得がある場合、違法所得を没収し、情状が重大な場合、直接担当する主管者及びその他の直接責任者に行政処分を行う。

第 39 条 特許管理の国家職員が職務懈怠、職権濫用、汚職をした場合、その所属単位又は関係する主管部門は行政処分を行い、犯罪に該当する場合には、刑事責任を追及する。

第 40 条 当事者は特許管理部門が下した行政処罰の決定に不服がある場合、法に基づき行政不服再審を申請し又は行政訴訟を提起することができる。期限を過ぎても、行政不服再審を申請せず、提訴せず且つ行政処罰の決定を履行しない場合は、行政処罰の決定を下した部門は人民法院に強制執行を申請する。

第 6 章 附則

第 41 条 本条例は 2003 年 1 月 1 日から実施する。